第15号議案

平成23年度京都府丁業用水道事業会計予算

(総 則)

第1条 平成23年度京都府工業用水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水事業所数

35事業所

(2) 年間総給水量

10,661,580立方メートル

(3) 一日平均給水量

29,130立方メートル

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入

第 1 款	工業用水道事業収益	225,656千円
第 1 項	営 業 収 益	224,065千円
第 2 項	営 業 外 収 益	1,591千円
	支出	
第 1 款	工業用水道事業費用	198, 335千円
第 1 款 第 1 項	工 業 用 水 道 事 業 費 用 営 業 費 用	198, 335千円 194, 735千円

第 4 項 予 備 費 500千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額111,304千円は、減債積立金608千円、 建設改良積立金11,538千円、当年度分消費税資本的収支調整額5,149千円及び過年度分損益勘定留保資金94,009千円で補塡するものとする。)。

入 1千円 第 1 款 的 収 1千円 第 1 項 固定資産売却代金 支 出 111,305千円 的 卆 第 1 款 設 改 108, 132千円 第 1 項 良 2,673手円 第 2 項 企 業 債 環 500千円 第 3 項 7

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事	項	期	F	限	度	額
平成23年度工業用水道	1 施設改良事業費	平成23年度から	平成24年度まで			60, 000

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、40,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議

会の議決を経なければならない。

職員給与費

52,422千円

平成23年2月7日提出

京都府知事 山 田 啓 二